

令和３年度「児童福祉週間」実施要領

1 名称

令和３年度「児童福祉週間」

2 趣旨

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要である。

このため、児童福祉法において、すべて子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されるよう規定している。また、国では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に厳しいひとり親家庭等への支援の充実、社会的養育の推進及び児童虐待防止対策の強化に取り組み、子どもが健やかに育つための総合的な対策を進めている。

こうした中、毎年５月５日の「こどもの日」から１週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るものとする。

3 標語

「あたたかい ことばがつなぐ こころのわ」

令和３年度「児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された

かみむら あいこ
上村 藍子さん（香川県 １１歳）の作品

4 期間

令和３年５月５日（水）から５月１１日（火）までの１週間。

ただし、地域の実情による期間の延長等（５月末日までに限る）は差し支えない。

5 主唱

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

6 運動項目

次の内容を中心に、運動を展開する。

（１）児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、インターネットやSNSの普及による子どもへの悪影響など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、国は、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な

国民的課題であるとの認識の下に、すべて子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されるとした児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子ども及び子育て家庭への支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

（２）家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

（３）地域における児童健全育成活動の促進

児童館などで子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中での遊びや、文化体験活動、社会参加活動を通じて自主性、社会性及び創造性を高めるように努める。また、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化しているため、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

（４）児童虐待への適切な対応

国・地方公共団体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべての子どもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。

また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。

（５）母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、子育て世代包括支援センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

（６）多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、一時預かり事業等の多様な保育の充実に努める。また、保育所を利用している子どもが就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、いわゆる「小一の壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点の役割について広報・普及に努める。

(7) 障害のある子ども等に対する理解の促進

障害のある子ども等に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子どもも障害のない子どもも日々の生活や遊びを通じて、共に育ち合うことが大切であり、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるように努める。

※ 例年、関係省庁等・地方公共団体・関係団体における取組を掲載しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、各取組の実施の有無や日程の変更等が不明確なため、掲載を見送りました。

児童福祉週間協力団体等一覧

1		会津鉄道株式会社
2	一般財団法人	あかしこども財団
3		明知鉄道株式会社
4	社会福祉法人	朝日新聞厚生文化事業団
5	公益財団法人	雨宮児童福祉財団
6		伊豆箱根鉄道株式会社
7	株式会社	伊予鉄グループ
8	特定非営利活動法人	SIDS 家族の会
9	公益財団法人	SBI 子ども希望財団
10		NHK
11	公益財団法人	岡田茂吉美術文化財団
12		小田急電鉄株式会社
13	社会福祉法人	恩賜財団母子愛育会
14	公益社団法人	ガールスカウト日本連盟
15	株式会社	学研教育みらい
16	株式会社	学研ホールディングス
17	NPO法人	家庭的保育全国連絡協議会
18	公益財団法人	神澤医学研究振興財団
19		関東鉄道株式会社
20	公益財団法人	がんの子どもを守る会
21		北大阪急行電鉄株式会社
22		九州旅客鉄道株式会社
23	株式会社	教育新聞社
24	一般社団法人	共同通信社
25		京都市交通局
26	公益財団法人	キリン福祉財団
27		熊本電気鉄道株式会社
28		京王電鉄株式会社
29	公益社団法人	経済同友会
30		京成電鉄株式会社
31		神戸海洋博物館
32	一般財団法人	神戸観光局
33		神戸市交通局
34		国立国会図書館国際子ども図書館
35	独立行政法人	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
36	NPO法人	子育てひろば全国連絡協議会
37	公益財団法人	琴平海洋会館
38		子どもに無煙環境を推進協議会
39	社会福祉法人	子どもの虐待防止センター
40	社会福祉法人	こどもの国協会
41	公益財団法人	さわやか福祉財団
42	株式会社	産業経済新聞社
43		四国旅客鉄道株式会社
44		時事通信社
45		静岡鉄道株式会社
46	公益財団法人	資生堂社会福祉事業財団
47	特定非営利活動法人	児童虐待防止全国ネットワーク
48	一般財団法人	児童健全育成推進財団
49		しなの鉄道株式会社
50	社会福祉法人	清水基金
51	一般財団法人	出版文化産業振興財団
52	公益財団法人	ジョイセフ

53		障害関係団体連絡協議会
54		湘南モノレール株式会社
55	公益財団法人	生協総合研究所
56		西武鉄道株式会社
57	公益社団法人	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
58	一般財団法人	世界少年野球推進財団
59	特定非営利活動法人	全国LD親の会
60		全国学童保育連絡協議会
61	公益社団法人	全国学校図書館協議会
62	一般社団法人	全国高等学校PTA連合会
63		全国高等学校長協会
64		全国国公立幼稚園・こども園長会
65	公益社団法人	全国子ども会連合会
66	公益財団法人	全国里親会
67		全国肢体不自由児施設運営協議会
68	一般社団法人	全国肢体不自由児者父母の会連合会
69		全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
70		全国児童家庭支援センター協議会
71		全国児童自立支援施設協議会
72		全国児童心理治療施設協議会
73		全国児童相談所長会
74	一般社団法人	全国児童発達支援協議会
75		全国児童養護施設協議会
76	社会福祉法人	全国重症心身障害児（者）を守る会
77		全国自立援助ホーム協議会
78	公益社団法人	全国私立保育園連盟
79		全国人権擁護委員連合会
80	社会福祉法人	全国心身障害児福祉財団
81		全国地域活動連絡協議会
82		全国知事会
83		全国町村会
84		全国町村議会議長会
85	一般社団法人	全国手をつなぐ育成会連合会
86		全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
87		全国特別支援学校長会
88		全国特別支援教育推進連盟
89		全国都道府県議会議長会
90		全国乳児福祉協議会
91	特定非営利活動法人	全国認定こども園協会
92	一般社団法人	全国病児保育協議会
93		全国婦人相談員連絡協議会
94		全国婦人保護施設等連絡協議会
95		全国保育協議会
96	公益社団法人	全国保育サービス協会
97		全国保育士会
98	一般社団法人	全国保育士養成協議会
99	一般社団法人	全国訪問看護事業協会
100		全国保健師長会
101		全国保健所長会
102	更生保護法人	全国保護司連盟
103	一般財団法人	全国母子寡婦福祉団体協議会
104		全国母子生活支援施設協議会

105		全国民生委員児童委員連合会
106		全国盲ろう難聴児施設協議会
107		全国夜間保育園連盟
108		全国養護教諭連絡協議会
109	公益社団法人	全国幼児教育研究協会
110		全国連合小学校長会
111		仙台空港鉄道株式会社
112		全日本私立幼稚園連合会
113	公益社団法人	全日本断酒連盟
114		全日本中学校長会
115		高尾登山電鉄株式会社
116		智頭急行株式会社
117	特定非営利活動法人	チャイルドライン支援センター
118	社会福祉法人	中央共同募金会
119	公益財団法人	中央競馬馬主社会福祉財団
120		津軽鉄道株式会社
121	公益財団法人	つくば科学万博記念財団
122	公益財団法人	鉄道弘済会
123		天竜浜名湖鉄道株式会社
124		東海自動車株式会社
125		東急電鉄株式会社
126		東京新聞
127		東京地下鉄株式会社
128		東京都交通局
129		道南いさりび鉄道株式会社
130		東武鉄道株式会社
131	一般財団法人	東武博物館
132		東武緑地株式会社 東武トレジャーガーデン
133		東武ワールドスクウェア株式会社
134		豊橋鉄道株式会社
135		錦川鉄道株式会社
136	公益財団法人	日母おぎやー献金基金
137	特定非営利活動法人	日本ＢＢＳ連盟
138	公益社団法人	日本ＰＴＡ全国協議会
139	一般社団法人	日本いのちの電話連盟
140	公益社団法人	日本栄養士会
141	公益社団法人	日本海洋少年団連盟
142	一般社団法人	日本家族計画協会
143	公益財団法人	日本環境協会
144	公益社団法人	日本看護協会
145	一般社団法人	日本筋ジストロフィー協会
146		日本経済新聞社
147	一般社団法人	日本経済団体連合会
148		日本鯉のぼり協会
149	一般財団法人	日本口腔保健協会
150	更生保護法人	日本更生保護協会
151		日本更生保護女性連盟
152	一般社団法人	日本公認心理師協会
153	社会福祉法人	日本国際社会事業団（ISSJ）
154	一般社団法人	日本こども育成協議会
155	一般社団法人	日本子ども虐待防止学会
156		日本子ども子育て支援センター連絡協議会

157		日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
158	公益社団法人	日本産婦人科医会
159	公益社団法人	日本歯科医師会
160	社会福祉法人	日本肢体不自由児協会
161	一般社団法人	日本児童文芸家協会
162	一般社団法人	日本自閉症協会
163	公益社団法人	日本社会福祉士会
164	公益社団法人	日本重症心身障害福祉協会
165	公益社団法人	日本女医会
166		日本商工会議所
167	公益社団法人	日本小児科医会
168	公益社団法人	日本小児保健協会
169	公益社団法人	日本助産師会
170		日本私立小学校連合会
171	公益財団法人	日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
172	公益財団法人	日本相撲協会
173	公益社団法人	日本精神保健福祉士協会
174	公益社団法人	日本青年会議所
175		日本赤十字社
176	一般財団法人	日本宝くじ協会
177	公益財団法人	日本知的障害者福祉協会
178	公益社団法人	日本図書館協会
179	一般社団法人	日本発達障害ネットワーク
180	公益社団法人	日本発達障害連盟
181	一般社団法人	日本ファミリーホーム協議会
182		日本弁護士連合会
183	社会福祉法人	日本保育協会
184	公益財団法人	日本ユニセフ協会
185	一般社団法人	日本臨床心理士会
186		広島電鉄株式会社
187	独立行政法人	福祉医療機構
188		福祉新聞社
189	特定非営利活動法人	ブックスタート
190		平成筑豊鉄道株式会社
191	公益財団法人	報知社会福祉事業団
192	公益財団法人	ボーイスカウト日本連盟
193	公益財団法人	母子衛生研究会
194	公益財団法人	母子健康協会
195	公益社団法人	母子保健推進会議
196		北海道新聞社
197	株式会社	毎日新聞社
198	公益財団法人	麻薬・覚せい剤乱用防止センター
199	一般財団法人	水原フィラテリー財団
200	公益財団法人	民間放送教育協会
201		真岡鐵道株式会社
202		由利高原鉄道株式会社
203	N P O 法人	幼年教育・子育て支援推進機構
204		横浜高速鉄道株式会社
205	社会福祉法人	横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター
206		若桜鉄道株式会社
207		わたらせ渓谷鐵道株式会社

令和３年度「児童福祉週間」実施要領・解説

この解説は、都道府県、市区町村、団体等において、「児童福祉週間」の行事を企画する際の参考資料となるよう作成したものである。

目 次

「児童福祉週間」とは	・ ・ ・ ・ ・	7
------------	-----------	---

運動項目

第１ 児童福祉の理念の普及	・ ・ ・ ・ ・	8
第２ 家庭における親子のふれあい促進	・ ・ ・ ・ ・	8
第３ 地域における児童健全育成活動の促進	・ ・ ・ ・ ・	9
第４ 児童虐待への適切な対応	・ ・ ・ ・ ・	10
第５ 母と子の健康づくりの推進	・ ・ ・ ・ ・	10
第６ 多様化する保育需要等への対応	・ ・ ・ ・ ・	11
第７ 障害のある子ども等に対する理解の促進	・ ・ ・ ・ ・	11

「児童福祉週間」とは

- (1) 「児童福祉週間」は、児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。

子どもや家庭を取り巻く環境は少子化の進行や児童虐待の増加、インターネットやSNSの普及による子どもへの悪影響など大きく変化しているため、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活の営みができる環境づくりを推進していくことは、極めて重要な課題となっている。

- (2) 令和3年度の「児童福祉週間」標語は、
「あたたかい ことばがつなぐ ころのわ」

かみむら あいこ
上村 藍子さん（香川県 11歳）の作品。

この作品は、令和2年9月1日～10月20日まで全国公募を実施し、3,550点の応募の中から選定された作品である。

- (3) 「児童福祉週間」の期間は、本年5月5日（水）から5月11日（火）までの1週間としている。ただし、地域の実情によって期間の延長等（5月末日までに限る）を行うことは差し支えない。
- (4) 「児童福祉週間」は、厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会及び(公財)児童育成協会が主唱するものである。
- (5) 関係府省庁、報道機関、児童福祉団体、社会福祉団体、教育文化団体、青少年団体、女性団体等の関係機関・団体のほか、民間企業等の協力を得て実施する。
- (6) 主な運動項目として、7項目を掲げているが、実施に当たっては、それぞれ次のような点に留意することが望まれる。

第1 児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、インターネットやSNSの普及による子どもへの悪影響など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、国は、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、すべて子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されたとした児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子ども及び子育て家庭への支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

- (1) 児童福祉の理念は、児童福祉法第1条において「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」、また、同法第2条第1項において「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」としている。
- (2) 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に推進するためには、国民一人ひとりが児童福祉の理念を認識するとともに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現も含めて、家庭のあり方や男女共同による子育て、あるいは企業や地域社会の果たし得る役割等幅広い問題について考え、意見を交わし、これを行動に移していくことが重要である。
- (3) 「児童福祉週間」の行事の企画に際しては、児童福祉の理念をもとに、その普及が図られるよう、権利の主体である子どもの意見を反映させつつ、幅広く住民の参加が得られるよう、地域社会のニーズや状況に応じた行事を行うことが大切である。
- (4) 児童福祉の理念の普及については、これまでも「児童福祉週間」を契機に広報啓発を行ってきたが、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の協力を得て、より一層広報啓発することが必要である。

第2 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

- (1) 家庭で子どもが健全に育つには、子どもが自分のできることは自分で行うことや、父親も子育てに参加するなど家族の中で責任を分担し合い、支え合う家族関係が必

要である。

また、学校教育や地域社会など様々な社会との関わりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次世代に伝え育むことや、家庭を築くことの大切さを理解することが必要である。

- (2) 「児童福祉週間」においては、父親の子育て参加を促進するとともに、親子で参加できる行事などを実施することにより、親子がふれあう機会を提供することが必要である。共通の体験を通して親が自らの人生経験や考え方を子どもに伝え、子どもが日頃から感じている不安や悩み、夢、将来の希望について互いに話し合うきっかけとなることが期待される。

また、児童館、保育所、保健センター等で中・高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を提供し、生命の尊さを実感することや、人への関心や共感を高めることなど、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることが必要である。

- (3) 家族そろって一緒に食事をする機会が減少しているため、親子で一緒に料理づくりや食事をするることにより、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発することが必要である。

第3 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などで子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中での遊びや、文化体験活動、社会参加活動を通じて自主性、社会性及び創造性を高めるように努める。また、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化しているため、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

- (1) 少子化が進行することで、異世代・同年代の仲間と関わる機会が減少し、子どもの社会性を育む機会が少なくなってしまうなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されている。また、その子どもたちが親になったとき、乳幼児等と触れ合う機会に恵まれなかったことから、育児不安につながることも考えられる。
- (2) 「児童福祉週間」を契機として、子どもの健全育成が推進されるよう、地域の児童館等が中心となって、異年齢集団の中においての遊びを活性化させるとともに、文化体験活動や社会参加活動を通じて、子どもの自主性、社会性及び創造性を高めていくことが望まれる。

さらに、各地の自治会・母親クラブ・子ども会等の地域組織が、行政、企業、学校等地域の様々な関係機関と連携して、子どもにとって安全な地域づくりや地域での子育て家庭を支援することが期待される。
- (3) 市区町村においては、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な取組を推進する。また、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業を推進する必要がある。
- (4) 非行の増加やひきこもりなどが深刻化しているため、中・高校生等が地域と関わり、交流する機会の促進や地域における拠点の確保、居場所づくりの推進を図るこ

とが、子どもの健全育成の観点からも重要である。

第4 児童虐待への適切な対応

国・地方公共団体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべての子どもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。

また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。

- (1) 虐待により子どもの命が奪われるなど、重大な事件が依然として後を絶たない状況であり、児童虐待は社会全体で早急に解決すべき深刻な問題である。このため、虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援までの一連の対策が必要となっている。
- (2) 児童虐待への対応に当たっては、児童相談所や市区町村をはじめ、医療機関、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間団体等が緊密に連携・協力していくことが必要であり、これらの関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を積極的に活用することが重要である。
- (3) また、虐待の発生予防として、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を積極的に行うことが重要であり、市区町村による乳児家庭全戸訪問事業や、養育支援訪問事業等の実施が必要である。
- (4) さらに、家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、広報・啓発活動が重要であり、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン運動」等の活用など、地方公共団体、関係機関などが相互に連携していくことが望まれる。
- (5) 「児童福祉週間」においては、地域に根ざした児童虐待防止活動を促進するとともに、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもてるよう意識啓発を図り、社会全体で児童虐待を防止する気運を高めることにより、すべての子どもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会づくりを目指すものである。

第5 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、子育て世代包括支援センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点である。我が国の母子保健の水準は着実に向上し、乳児死亡率は世界最低の水準に達している。しかしながら、一方で、近年、少子化、核家族化、女性の社会進出等により、子どもを生み育てる環境は大きく変化しており、住民の多様なニーズに対応した母子健康対策の一層の推進を図ることが必要となっている。
- (2) こうした観点から、「児童福祉週間」においては、母と子の健康づくりに関する講習会の開催等、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診率を一層向上させるための様々な

アイデアを凝らした啓発活動を行うとともに、母子保健推進員や愛育班等の協力を得ながら、育児相談や集団指導等を行うことにより、地域における母子保健活動の推進に資することが期待される。

- (3) さらに、家庭や地域における子育てに関する知識が伝承されにくくなっているため、地域の子育て経験者による育児相談の開催等、「児童福祉週間」の期間中はもとより、引き続き気軽に相談ができる関係づくりの機会となる催しの開催が期待される。

第6 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、一時預かり事業等の多様な保育の充実に努める。また、保育所を利用している子どもが就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、いわゆる「小一の壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点の役割について広報・普及に努める。

- (1) 保育については、女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴って保育需要が増大・多様化してきていることや、就労希望者の潜在的な保育ニーズにも対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消を図るとともに、延長保育、一時預かり等について着実に推進していくことが必要である。
- (2) また、子どもが小学校に進学した後も子育てと仕事の両立ができるよう、放課後児童クラブの充実に図っていくことが必要である。
- (3) 子育て家庭の育児不安等に対応するため、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を行う地域子育て支援拠点の推進を図っていくことが必要である。
- (4) さらに、近年の急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、就学前の子どもが多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できる施設である認定こども園について、地域の実情に応じてこの制度が十分に活用されることが期待される。
- (5) 「児童福祉週間」においても、保育所で地域住民が参加する行事の開催など様々な交流事業等を行い、多様な機能を持つ開かれた保育所としてのPRを進め、保育所機能の一層の活性化に資することが望まれる。

第7 障害のある子ども等に対する理解の促進

障害のある子ども等に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子どもも障害のない子どもも日々の生活や遊びを通じて、共に育ち合うことが大切であり、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるように努める。

- (1) 障害者支援については、障害者総合支援法に基づき、地域で安心して暮らせる社会を構築するための施策を推進している。また、障害児支援については、児童福祉

法に基づき、国、地方公共団体等が相互に連携を図りながら児童福祉の向上に努めている。さらに、発達障害児の支援については、発達障害者支援法に基づき、発達障害児者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援体制の整備を進めている。

- (2) これらを踏まえ、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進している。
- (3) こうした観点から、「児童福祉週間」の行事としては、障害のある子ども等が積極的に参加できる機会の提供はもとより、障害のない子どもや地域住民との交流やふれあいを通じて相互の理解を深める契機となることが望まれる。各自治体においては、障害児支援施設をはじめ、地域のさまざまな関係機関・団体等が連携して取り組めるよう広報啓発等を行う必要がある。なお、毎年４月に実施される「世界自閉症啓発デー」の内容等も踏まえた取組も期待される。